

福島県産再生可能エネルギー電力利活用拡大に向けた
福島県と*****との連携協定書（案）

福島県（以下、「甲」という。）と*****（以下、「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が、福島県内に立地する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）発電所から発電される電力の県内利活用を拡大することにより、県内店舗・工場等の脱炭素化、再エネ発電所周辺地域の活性化等を目指して連携することを目的とし、本協定を締結する。

（実施内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める内容を実施するものとする。

- 一 県内の再エネ発電所で発電される電力（以下、「県産電力」という。）の県内需要家への供給推進
- 二 関係事業者等との調整
- 三 県内需要家等の獲得に向けた広報活動

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる役割をそれぞれ分担し、それぞれの責任で役割を遂行するものとする。なお、本項に記載のない業務が生じた場合、甲及び乙で協議の上、分担を決めるものとする。

- 一 甲の役割
 - ア 甲の持つ広報媒体等を活用した広報活動
 - イ 乙が行う県内再エネ発電事業者、県内需要家及び小売電気事業者の募集に対する支援
- 二 乙の役割
 - ア 県内再エネ発電事業者及び県内需要家の募集
 - イ 県産電力を県内需要家に供給する小売電気事業者の募集
 - ウ 各小売電気事業者に対する県産電力の供給
 - エ 本事業の実施に必要な関係事業者等との調整・協議
 - オ 乙の持つ広報媒体等を活用した広報活動
 - カ 甲の求めに応じた契約状況等の効果検証に必要な情報の提供

(責務)

第4条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。ただし、第三者の損失につき、甲に故意又は過失がある場合は、乙は上記の賠償を行うことを要せず、乙が賠償した場合にはその全額について甲に対し求償できるものとする。

(経費負担)

第5条 本事業で発生する経費は、第3条に定める役割に応じて、それぞれ負担するものとする。

(定期的な協議の実施)

第6条 甲と乙とは、第3条の各号に定める事項を効果的に行うため、定期的に協議を行うものとする。

(協定書の変更及び解約)

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、やむを得ない事情がある場合は、事前の協議の上、相手方に対して書面により通知し、本協定を解約できるものとする。ただし、第5条第3項に定める事項に基づき、本協定に基づいて行う県内需要家等への電力供給について、乙が責任を負うものとする。

(期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合、本協定を2年間延長するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本取組により相手方から提供された又は知り得た情報で、既に公開されている情報以外の情報のうち、秘密である旨明示して開示された情報については、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

(個人情報の取扱)

第 10 条 甲及び乙は、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第 11 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、協定当事者は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 月 * * 日

甲 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 * * * * *
* * *
* * * * * * * * * *